



島労発基 1220 第1号
令和5年12月20日

各関係団体代表者 殿

島根労働局長



最低賃金の周知広報依頼について

平素より、労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

島根県最低賃金については、既に改定を行っておりますが、今般、特定最低賃金（産業別）について、別紙のとおり改正決定の手続が完了し、効力発生日から各最低賃金が改定されています。

島根労働局では、これら改定された最低賃金について、広く県民の皆様にご案内いただくため、各種の周知広報を行っているところです。

つきましては、貴職におかれましても、同封したポスターの掲示、貴職発行の広報誌（紙）やホームページへの掲載等、改定された最低賃金の周知広報について、特段の御配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（記事を掲載いただく場合には、別紙、又は島根労働局ホームページの広報記載例を御活用ください。）

また、島根労働局では、中小企業・小規模事業者向け支援事業として、「業務改善助成金」、「島根働き方改革推進支援センター（島根労働局委託事業）」の活用について周知広報を行っております。これら支援事業につきましては、当局ホームページにおいて、その詳細を掲載しておりますので、貴職におかれましても、周知広報について特段の御配慮をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

○広報記載例掲載先

島根労働局HPトップ> 最低賃金904円/時間 最低賃金の詳細(トップ画面バナー)
> 島根県の最低賃金が改正されました > 最低賃金広報記載例のお知らせ(ダウンロードページ)

○中小企業・小規模事業者への支援策(業務改善助成金、島根働き方改革推進センター) 掲載先

島根労働局HPトップ > 最低賃金904円/時間 最低賃金の詳細(トップ画面バナー)
> 島根県の最低賃金が改正されました > 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業(リンク先へ)

【担当者】

島根労働局労働基準部賃金室(担当:吉岡)

〒690-0841 松江市向島町134番10

☎0852-31-1158

e-mail yoshioka-atsushiaa@mhlw.go.jp